

# 令和4年 第1回定例会

## 一般質問 田島 和雄議員

令和4年 2月24日

### ▶質問

皆様、おはようございます。大田区議会公明党の田島和雄でございます。

まず初めに、先日逝去された野呂恵子議員に謹んで哀悼の意を表します。

それでは、質問させていただきます。防災・減災に関する取組のうち、初めに、災害用トイレについてお伺いいたします。

災害用トイレについては、昨年の決算特別委員会の款別質疑において、マンホールトイレを中心に質問をさせていただきました。近年、災害が発生した際のトイレの重要性が認識されるようになってまいりました。なぜトイレが重要なのか。過去の大きな地震で被災した方々に、「地震後、何時間でトイレに行きたくなりましたか」とお聞きしたアンケートの調査結果があります。「6時間以内にトイレに行きたくなった」と回答した割合が、熊本地震でおよそ7割、東日本大震災ではおよそ6割、阪神淡路大震災に至っては9割を超えました。この結果から分かることは、災害時、トイレは水や食料よりも早く確保しなければならないということです。命と生活を支える重要なインフラがトイレです。

昨年の決算特別委員会での款別質疑での質問に対し、大田区内の学校防災備蓄倉庫には簡易トイレ、自動ラップ式トイレ、貯留式などの仮設トイレがそれぞれ備蓄されているとの答弁がありました。発災から時間を経るごとに、必要な災害用トイレの種類は異なってまいります。当初は簡易トイレで賄っても、長期化するにしたがって、貯留式や下水道直結型が必要となってまいります。過去に発生した様々な地震や水害で開設された避難所において、トイレの管理が不十分であったため、汚物まみれとなり、用を足したくても足せないような避難所が多かったと伺っております。トイレが不便であったり、不衛生であったりすると、できるだけトイレに行かないようにするために、水分を取ることを控え、結果、エコノミークラス症候群などの原因になってしまうなど、避難者の命と健康に関わってまいります。災害用トイレの重要性を踏まえ、内閣府は、平成28年4月に「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を策定し、市区町村に対して、災害時のトイレの確保・管理計画を作成し、その計画を実行性のあるものとするため、地域防災計画などに反映させることを求めています。

災害用トイレを備蓄すればそれで終わりというわけにはいかず、被害の状況に合わせ、トイレをど

の避難所にどのように配備していくのかを決める司令塔が必要です。また、実際の避難所では、避難所におけるトイレの設置、管理、運用は、当事者である避難者の協力が不可欠であり、どのようにしていくのかも併せて考えておく必要があります。そうした避難所などの備蓄や対策を区が行う公助と合わせ、在宅避難に備えて簡易トイレを各家庭に備蓄することや社員が帰宅困難者となることを想定して企業において簡易トイレを備蓄するなどの自助の啓発、さらに、避難所や企業も含めた災害用トイレを区全体に満遍なく配置する共助の取組も必要ではないでしょうか。災害用トイレの確保・管理計画で先進的な取組を進めているのは徳島県が有名ですが、東京 23 区でも江戸川区が計画を策定したと伺っております。区民や来訪者が災害時にトイレに困らないよう、本区においても自助、共助、公助による災害用トイレの確保、運営、管理の計画の策定が必要と考えますが、区の所見をお伺いいたします。

災害用トイレは何も避難所に限った話ではありません。かつて我が会派の小峰議員も触れました、本区の庁舎内における災害用トイレの準備状況はその後どうなっているのでしょうか。多くの職員が働き、来庁者も多くいらっしゃいます。万一災害が発生し、庁舎のトイレが使えなくなった場合、冒頭述べたように、水や食料に比べてトイレを我慢できる時間はそう長くはありません。また、民間の通勤、通学者、来訪者だけに限らず、区職員も自宅に帰ることができない事態も想定でき、帰宅困難者対策としても庁舎への災害用トイレの備蓄が重要です。本庁舎においては、職員や来庁者の多さを鑑みても、各階ごとに災害用トイレを準備する必要があると考えます。

ちなみに、我が会派では、控え室に簡易トイレを既に備蓄しております。また、集合住宅と同様に、地震発生時には使用可能か確認が完了するまでトイレの使用を禁止する必要があります。トイレを使ってはいけないことを知らずに来訪者などが使用してしまうことを避けるため、地震発生後、速やかに各フロアのトイレを使用禁止とする措置を誰が行うのか、使用禁止が長時間にわたるときに簡易トイレを設置するのは誰が行うのか、訓練を行っているのでしょうか。備蓄に加え、運用訓練を平常時にこそ行っていただきたいと要望いたします。

地域庁舎、特別出張所など、出先機関の庁舎も含めた本区の庁舎における災害用トイレの備蓄の状況と、災害時のトイレの運用態勢についてお伺いいたします。

次に、ハザードマップのユニバーサルデザインについてお伺いいたします。

ハザードマップは、地図上に災害リスクに関する情報を示し、その場所に生活する方や、訪れる方にどのようなリスクがあるかを伝えて、被害の軽減を図るものです。被害軽減のためには、ハザードマップの内容がいかに伝わるかが重要です。障がいがある方は、ハザードマップの紙面などの情報を取得することが困難であること、また、自身のリスクが把握しづらく、避難行動に役立ちにくいとの意見もあるようです。そこで、一人ひとりの環境やニーズに合ったリスク情報提供の在り方を整理するため、国は検討会を立ち上げました。その検討会には大田区も参画していると伺っ

ております。また、障がい当事者などにワーキングに参加していただき、意見交換を実施するモデル地区に大田区が指定されたとも伺いました。大田区が国の検討会に参画した経緯と、障がい当事者との意見交換会モデル地区に選定された経緯についてお伺いいたします。

障害者基本法において、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」としております。災害情報の取得、利用の手段の多様化について、今後さらに検討を進めるべきと考えます。障がいがある方が災害リスクが分かり、平常時も非常時も防災情報、災害情報が伝わるためには、今後取組が本格化する個別避難計画の作成に当たる支援者、支援する側にも理解を深めていただく必要があります。本区における今後のハザードマップのユニバーサルデザイン化の推進に向けての見解をお伺いいたします。

防災に関するユニバーサルデザインについては、障がい者のほか、外国人についても考慮する必要があります。私は、平成29年の予算特別委員会の款別質疑で、災害発生時にやさしい日本語を活用した情報提供について質問いたしました。やさしい日本語は、日本語を母語としない外国人でも理解できるように、語彙や文法などを調整した日本語です。例えば、「海や河口の近くで強い揺れを感じたときは、直ちに海岸や河口から離れ、高台や避難ビルなど高い場所に避難すること」という、通常日本語の文章をやさしい日本語に置き換えた場合、「海で大きな地震があったとき、すぐ海や川から遠くに離れて、高い場所に行きます」という文章になります。外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を把握するため、出入国在留管理庁が令和2年度に行った在留外国人に対する基礎調査では、先の例文のうち、通常日本語の例文について「よく分かる」と回答した人の割合がおおよそ52%であったのに対し、やさしい日本語の例文について同様に回答した人の割合はおおよそ77%に上りました。また、公的機関が発信する情報を入手する際の困り事を聞いた設問では、「多言語での情報発信が少ない」と答えた人33%に続いて、「やさしい日本語での情報発信が少ない」と答えた人の割合がおおよそ23%でした。この調査結果から、やさしい日本語を活用することで、より多くの外国人に情報を提供することができるということが分かります。命に関わる災害情報の重要性を考えたならば、情報提供の際に、やさしい日本語も併せて活用することが必須であると考えます。本区の令和4年度予算案で、やさしい日本語をベースとしたハザードマップの作成事業が計上されております。やさしい日本語を活用したハザードマップを作成している自治体は、まだ少数であると理解しております。やさしい日本語をベースとしたハザードマップの作成に取り組む狙いについて、本区の所見をお伺いいたします。

ハザードマップに限らず、防災アプリ、防災ポータルサイトなどの防災情報のほか、先ほどの公的機関が発信する情報を入手する際の困り事の結果を見れば、本区のホームページも、外国語のほかに、やさしい日本語での表示をさらに増やす必要があるのではないのでしょうか。本区の対応

を要望いたします。

次に、防災・減災の観点からのグリーンインフラの活用についてお伺いいたします。

大田区では、平成11年度に大田区緑の基本計画を策定、平成22年度に計画を改定し、大田区緑の基本計画、グリーンプランおおたを策定しました。グリーンプランおおたは、みどり豊かで快適な都市を形成していくことを目指し、緑地の適正な保全や都市公園・緑地の整備、緑化の推進など、みどりのまちづくり全般についての将来のあるべき姿と、それを実現するための方策を示しております。グリーンプランおおたでは、みどりの現況と課題を踏まえ、みどりの持つ環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の四つの機能別の緑の配置方針を示し、区はそれぞれの機能を高めていくために、様々な施策を進め、グリーンプランおおた推進会議に進捗を報告、評価し、結果を公表してきたと認識しております。

私が印象に残るのは、グリーンプランおおたに定めるみどりの定義です。すなわち、樹木、樹林、草地、草花などの植物のみどりだけでなく、河川や海、池沼などの水辺空間、さらには公園や広場、道路、学校などの公共空間、家々の玄関先や庭、工場、事業所などの民間のみどりの空間、そして、そこに息づく様々な生き物、まちなかの歴史や文化を醸し出す資源など、都市の環境や暮らし、文化などを支える幅広いものとあります。長期目標を20年後として平成22年度に策定されたグリーンプランおおたは、平成27年度に中間の見直し、そして令和4年度に改定が予定されております。その改定では、社会情勢の変化や課題に対し、みどりの満足度を向上するために、みどりを増やし保全する取組に加え、今あるみどりを更新、活用していく質に関する取組を検討していると伺っております。その具体的な取組の一つとしてグリーンインフラ活用に向けた事業計画の策定を令和4年度からの新規事業として開始すると伺いました。このグリーンインフラは、自然が持つ多様な機能をうまく活用することで、地域の持続可能な発展に寄与するインフラや土地利用計画を指しますが、防災・減災、国土強靱化、新たな生活様式、SDGsに貢献する、持続可能で魅力ある地域づくりを後押しするものです。

グリーンインフラが発揮する機能は実に多面的であることから、施策を進めるに当たっては、庁内で横串を通す体制づくりと、多様な主体が幅広く参画すること、区民との協働も考慮する必要があると考えます。しかしながら、まだグリーンインフラという言葉や概念は浸透し始めたばかりであり、グリーンインフラによってどう大田区の魅力が上がるのかが見えないと、区民の理解を得ることが難しくなると考えます。多面的なグリーンインフラの中で、特に防災・減災の機能に着目したアプローチは、Eco-DRR、生態系機能を活用した防災・減災とも呼ばれ、既存の人工構造物のインフラと対立することなく、双方の長所を取り入れた取組です。令和3年7月に実施された大田区政に関する世論調査で、区の施策のうち、特に力を入れてほしい項目のトップが防災対策で、6割を超えました。防災意識のほか、地球温暖化防止への関心度も高いことが分かりました。そうした区民の

意識を踏まえれば、グリーンインフラを受け入れる土壌はあり、グリーンプランおおたで示す防災の観点からも推進していくべきと考えます。グリーンプランおおたの改定に伴い、防災・減災の観点からのグリーンインフラの活用について、区の見解をお伺いいたします。

グリーンプランおおたで示すみどりのまちづくりの課題への対策は、みどりの役割を最大限活かす上で重要な事項となります。また、グリーンインフラの活用による様々な効果により環境問題をはじめとした地域課題への取組の展開が見込まれます。例を一つ挙げれば、雨庭というものがあります。雨庭とは、これまで邪魔者として下水道に直接流していた雨水を一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った緑地や植栽空間のことを指します。京都市では、企業が環境マネジメントシステムに位置づけ、道路や公共施設でも導入しております。そのほか、現在世田谷区でも取組を進めているところです。局所的な雨庭の整備のほか、地域、地域全体を雨庭と見立て、例えば屋上や壁面の緑化、雨水タンク、雨水浸透ます、雨庭、透水性舗装など、これまでの技術や工夫を組み合わせることで、建物や敷地に雨が降ってから出て行くまで、全ての段階で受け止めて、貯留、利用、浸透を図るという、いわば雨の道をデザインすることを目指しております。この雨庭は、雨がすぐに下水道や河川に流れ込むことで氾濫してしまうことを防ぐ効果やヒートアイランドの緩和、水質の浄化にも役立ちます。近年、激甚化、頻発化する自然災害で、河川の氾濫なども大きな課題となっておりますが、大田区においても、令和元年の台風19号による多摩川の水位上昇、浸水被害によって、水害が決して他人事ではないと強く認識されました。それは先の世論調査で分かった区民の防災意識の高さにも表れていると考えます。多摩川、呑川、内川などの河川では下流域に位置している大田区ですが、下水道による排水が追いつかず発生する内水氾濫の恐れも大きく、流域治水への対策が急務です。流域治水の観点からのグリーンインフラの活用について、区の所見をお伺いいたします。

強靱化とは、強さとしなやかさを表すとされておりますが、災害が発生しても、平常時とできるだけ同じ生活ができるためのトイレの準備、障がいの有無や国籍で、災害リスクの低減に格差を生まない取組、自然を活かしたしなやかさの実現を通して、大田区が魅力的で、持続可能なまちとなることを願ひ、質問を終わります。

## <回答>

### ▶須川危機管理室長

初めに、災害時のトイレに関するご質問にお答えをさせていただきます。

災害時におけるトイレの確保や管理についての計画作成に関するご質問ですが、大田区の首都直下地震での被害想定では、断水率が67.9%、下水道管渠被害が30.3%と示されています。また、これまでの災害において、女性用トイレが足りない、毎朝行列ができる、高齢者、障がい者が使いづらいといった多くの課題が明らかになっています。区の基本的なトイレ対策は、まず、東京都による耐震化が進められている下水道機能を有効活用することであり、プールや協力井戸などの生活用水を活用します。あわせて、仮設トイレ、簡易便器などを備蓄するとともに、マンホールトイレの整備を進めております。また、家庭や事業所などには、災害時に使用できるトイレを少なくとも3日分は備蓄していただく取組を呼びかけております。トイレ不足は災害関連死にもつながるおそれがあり、災害時のトイレはまさに、命を支える社会基盤です。これまでの教訓から、災害用トイレの適切な配分、衛生状態の維持、夜間も安心して使用していただける防犯対策なども求められます。実効性ある災害用トイレの運用管理について検討を進めてまいります。

次に、区庁舎における災害用トイレの備蓄状況と運用体制に関するご質問ですが、本庁舎や地域庁舎及び特別出張所には、災害対策に従事する職員に必要な物資として非常食などとともに、簡易トイレを備蓄しております。特に本庁舎におきましては、災害対策本部としての機能を担う重要な施設であるとともに、来庁している多くの区民の皆様が被災することも想定し、約1万5000回分の簡易トイレを備蓄しております。また、本庁舎内の管路に異常が生じなければ、約70トンの貯水槽と災害用自家発電機により少なくとも3日間は通常の水洗トイレの使用が可能となる仕組みとしております。これらの備えを適切に運用できるよう、災害発生後のトイレの使用統制や簡易トイレの配分及び使用方法などについて、訓練等の機会を捉えて充実を図ってまいります。

次に、ハザードマップに関するご質問にお答えをいたします。ハザードマップのユニバーサルデザインに関しまして、大田区が国の検討会に参画した経緯についてのご質問でございます。本検討会は、あらゆる主体がハザードマップ情報を活用できることを目指し、「わかる」ハザードマップの在り方を検討するために設置されたものです。区はこれまでハザードマップを活用したマイ・タイムライン講習会を開催したり、立体地図を作成するなど、水害リスクの理解を深めるための取組を進めてまいりました。また、令和2年度からは、要配慮者のためのマイ・タイムライン講習会を開催するなど、あらゆる方にハザードマップ情報を伝えるための取組も進めております。こうした区の取組が評価されたこと、また、ハザードマップ情報の周知に取り組む現場の声を聞きたいという理由から、本区の防災支援担当課長が委員に委嘱され、モデル地区にも選定されたものと理解しております。本検討会では、視覚障がい者が手で触れて地図情報を認識できる、いわゆる触地図の活

用や、音声を使用した情報提供の在り方も検討しております。こうした検討が実効性のあるものとなるよう、区としても積極的に協力してまいります。

次に、やさしい日本語をベースとしたハザードマップの作成に関するご質問でございます。これまで、外国人向けのハザードマップは、英語、中国語、韓国語、ネパール語の4種類を作成しております。ハザードマップに掲載している内容は、一部外国語での翻訳が望ましい専門用語がありますが、その大半は、やさしい日本語や分かりやすく絵で示したピクトグラム、イラストなどで表現することができるものとなっております。そこで、新たな外国人向けのハザードマップを作成するに当たり、これまでのように複数の言語で作成するよりも、やさしい日本語をベースとし、必要に応じて外国語を付記していくことで、より多くの外国人が理解しやすいハザードマップを作成できるのではないかと考えております。また、やさしい日本語をベースとすることにより外国人だけでなく、高齢者や子どもたちにも分かりやすくなるという効果も期待できます。こうした考え方にに基づき、どのように表現すればより多くの外国人や高齢者などに理解しやすいハザードマップとなるのか、様々な方のご意見を踏まえつつ、検討を進めてまいります。私からは以上でございます。

## ▶今岡福祉部長

私からは、ハザードマップのユニバーサルデザイン化の推進についてのご質問にお答えいたします。地域共生社会の実現のため、障がいのある方が円滑な意思疎通を図ることができるよう、区では昨年度、大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例を施行するなど、意思疎通の手段の確保や情報保障を強化してまいりました。ハザードマップに掲載している災害リスクや防災情報などは、避難の際に配慮が必要な障がいのある方が災害から身を守るために、お一人お一人の状況に合わせて提供されることが必要です。区では、障がいのある方からのご意見を踏まえ、文字情報を点字化したハザードマップを作成し、要配慮者のためのマイ・タイムライン講習会で活用するとともに、マイ・タイムライン作成支援動画には見やすい字幕を施すなど、防災情報取得の手段について選択の機会が広がるよう取り組んでおります。また、今後作成する個別避難計画について、避難の実効性を高めるためには、障がいのある方を日頃から地域で支援する方々に対しても、区の災害対策などをご理解いただくことが重要です。そこで、要配慮者のためのマイ・タイムライン講習会において、今年度から介護事業所や特定相談支援事業所など、支援者向けの回を新たに開催しました。講習会では、地域の災害リスクなどを理解した上で、災害時への備えについて考えていただく機会としております。今後も、障がいのある方への多様な災害情報の

提供や、支援者への普及啓発を強化し、ハザードマップのユニバーサルデザイン化を推進してまいります。私からは以上でございます。

## ▶西山まちづくり推進部長

私からは、グリーンインフラに関する2点のご質問にお答えしてまいります。

まず、防災・減災の観点からのグリーンインフラの活用についてのご質問ですが、グリーンプランでは、都市部におけるみどりについて、防災、環境保全、レクリエーション及び景観形成の四つの機能を示しております。みどりは災害時の避難場所や水害の軽減など、安全・安心を高める防災・減災機能としてこれまで以上に重要な役割を期待することができます。グリーンプランの改定に際して、これまでの取組実績を評価するとともに、みどりの地域資源を形成する公園や緑地、河川など、自然環境が有する多様な機能を効果的に発揮できるよう、グリーンインフラへの位置づけを検討してまいります。防災・減災におけるグリーンインフラの活用では、局地的な大雨対策として一時的な貯留や浸透機能のさらなる向上を図ることで、下水道に係る負担軽減を想定しております。また、各種緑化事業の推進、二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の緩和などの効果も期待できます。グリーンインフラを推進し、みどりが有するそれぞれの機能を高めていくことで、カーボンニュートラルや気候変動などの課題可決につながる取組を生み出し、国土強靱化やSDGsに寄与することで、安全・安心な社会の実現を目指してまいります。

次に、流域治水の観点からのグリーンインフラの活用についてのご質問ですが、公共施設などにおける防災機能や減災機能について、みどりの役割を活用したグリーンインフラによる環境対策などが有効と考えます。区としましては、みどりに関する課題をグリーンプランで示し、各種施策に取り組んでいるところでございます。流域治水の効果を発揮するグリーンインフラの活用事例としましては、公共施設におけるオープンスペースなどを活用して雨水を蓄えるとともに、都市部の緑地を特別緑地保全地区として拡充することで、雨水貯留や浸透機能の確保、向上を図ることができます。区としましては、グリーンインフラの先進事例を踏まえ、区における実現性の検証を行うとともに、グリーンインフラ事業計画の策定に向けた検討を進めてまいります。私からは以上となります。